

労審発第 5 2 4 号
平成 2 1 年 1 月 7 日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 2 1 年 1 月 7 日付け厚生労働省発職第 0107004 号をもって諮問のあった「青少年の雇用機会の確保等に関して事業者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年1月7日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための
指針の一部を改正する告示案要綱」について

平成21年1月7日付け厚生労働省発職第0107004号をもって労働政
策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報
告する。

記

標記については、妥当と認める。